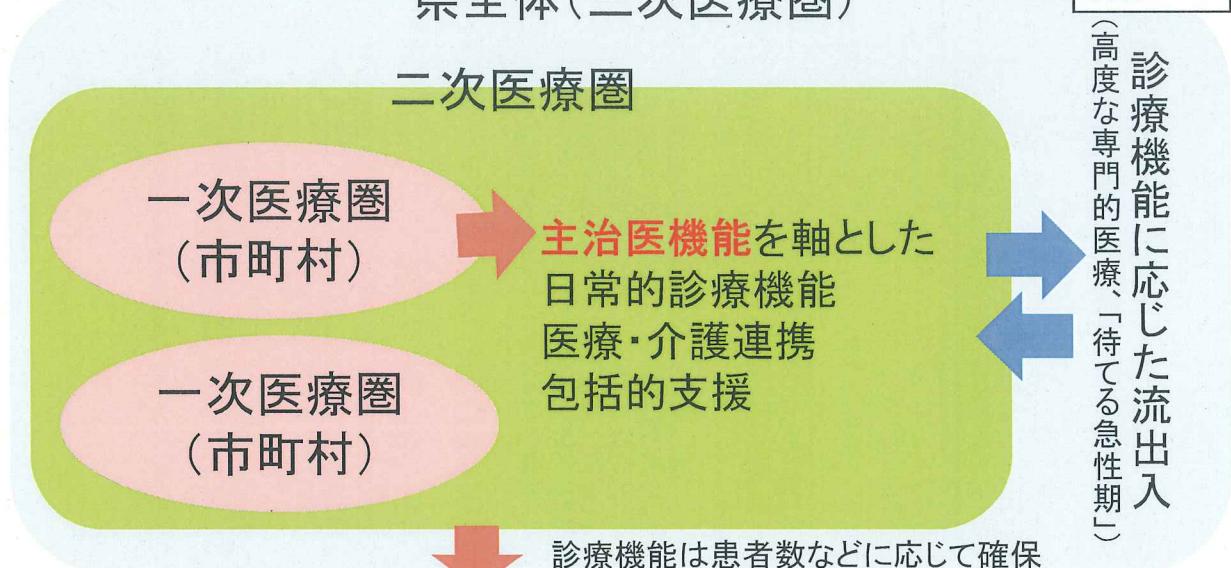


# 患者像に応じた機能分担と確保すべき診療機能の考え方

## 県全体(三次医療圏)

資料1-3

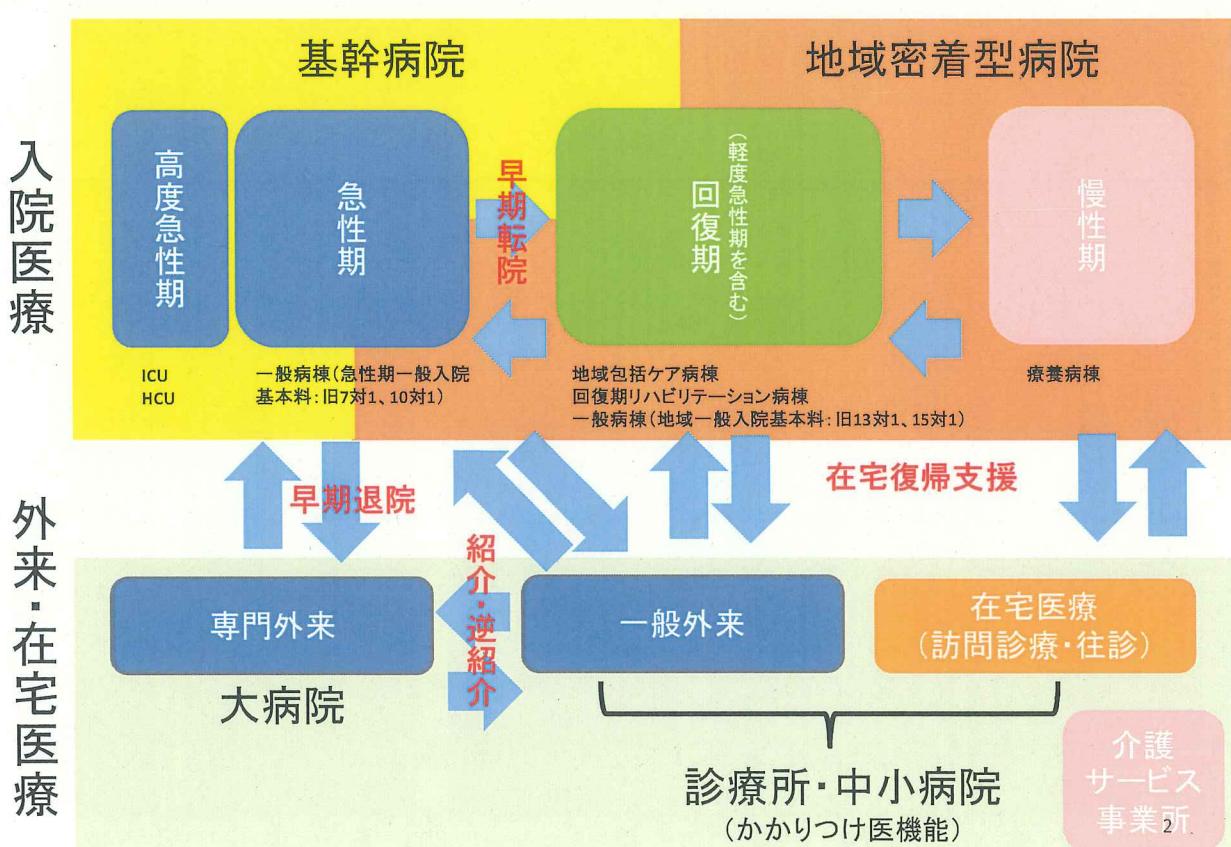


### 入院医療の体制整備を図る区域の基本的単位

※二次医療圏の見直し検討対象

「人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合(特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合)<sup>1</sup>」

## 医療機関の機能分化の構造



# 病院の機能分化の基本的な考え方

## ○ 高度で専門的な診療密度の高い医療 【集約型】

- ・ 患者はアクセスの利便性よりも機能を重視して選択
- ・ 機能を発揮するためには一定以上の症例数の確保が必要(医療の高度化)
- ・ 患者数減少の中での医療従事者や設備の分散配置は不可能
- ・ 医療従事者の手薄な配置は過重労働や質の低下につながる
- ・ 高額医療機器などの重複投資は経営の非効率を生む

## ○ 日常的な医療ニーズに対応するための医療 【地域密着型】

- ・ 高齢者医療では治療だけでなく、全体の病態や患者の生活などを総合的に考慮した、生活支援も含めた役割が必要
- ・ 日常的で頻度の高い医療ニーズは、軽度の急性期の患者の対応を含めて比較的近隣の医療機関が中心
- ・ 患者数を踏まえた病床規模の適正化(病床削減、有床診療所化)や機能の(回復期などへの)見直し、他の医療機関との経営統合(→人員配置上の負荷も軽減)の検討も必要

**行政の役割として交通アクセスの確保や「住まい」の整備も重要**

# 再検証要請病院名公表で 再編統合は進むか?

村上正泰

山形大学大学院医学系研究科

医療政策学講師

厚生労働省は、9月26日に開催した「地域医療構想に関するワーキンググループ」で、高度急性期もしくは急性期と機能を報告している病床を持つ公立・公的病院14455病院中、再編統合などの具体的対応方針の再検証を要請する対象として、約3割に当たる424病院の病院名を公表した。

従来から、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議を中心に議論が進められてきたものの、なかなか改革の具体化に進展が見られない。合意済みとされた病院の多くも、現状ほどほとんど変わらない内容にどまっているのが実情だ。そこで、今後の協議を活性化するために、再検証が必要な病院名を公表することになった。それでは、今回の公表を受けて、病院の再編統合は厚労省の期待どおりに加速するのだろうか。今後の行方を考ぶるうえでも、今

回の対象を選ぶ際のロジックを正確に理解する必要がある。

今回は、民間病院にはない財政上・税制上の措置を受けていることを背景に、公立・公的病院が当該病院でしか担えない診療機能に重点化しているかという視点で分析が行われた。また、高度急性期・急性期は、医療の質や医療安全の観点や、医療従事者や設備の効率的な配置の観点から一定の集約化が必要となる。そこで、高度急性期・急性期について、診療実績の多寡や類似性を指標化し、再編統合の必要性を再検証する対象に位置付けることとなつた。

具体的には、構想区域の人口規模で、各病院の診療実績は影響を受けることから、人口規模が100万人以上・50万人以上100万人未満・20万人以上50万人未満・10万人以上20万人未満・10万人未満の5ケループに分類したうえでが

ん、心疾患、脳卒中、憩室、小児、周産期などの領域に限って、

(A) 各分析項目について、診療実績がごく少ない

(B) 各分析項目について、構想区域内に一定数以上の診療実

績を有する医療機関が2つ以上あり、(i)「類似の診療機能を持つ」、(ii)「類似の診療機能を持つ」、かつ、お互いの所在地が近接して

いる「集約型」と「構造化型」で

類似化

のいずれかに該当する場合、ほ

かの医療機関による代替可能性が

あるとされ、再検証要請対象となるという考え方だ。

したという点では、評価できる。私は山形県の地域医療構想アドバイザーを務めているが、地域の関係者から今後の運営体制が問題視されているような病院も今回のリストに含まれている。

だが、どのような指標でも、一定の前提の下に設定して評価せざるを得ない。今回の分析の基本的な考え方や前提条件について、その限界や問題点も含めて、十分に考慮して議論しなければ、単に厚労省から「名指し」されたからというだけでは、意味のある議論はできない。以下では、いくつか留意すべき点について述べたい。

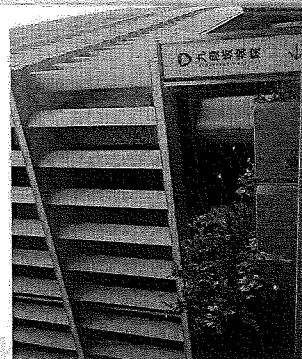
## 患者像に応じた体制構築が必要

まず、今回の再検証要請対象が公立・公的病院に限定されていることでは、これ以上の詳細な技術的な説明に立ち入ることはしない。厚労省がこうした指標を示したことばは、今後の医療提供体制改変の方向性について、地域での協議に委ねているだけではなく、なかなか議論が進まないなかで、検討を進められるうえでのひとつの材料を提供

いる病院が少なくない。それゆえ、公立病院改革が必要であることは間違いない。とはいっても、民間病院に問題がないわけでは決してない。地域全体で機能分化・連携の体制を見直すには、民間病院も含めた議論が避けられない。民間病院を検証の対象外とするとは本来的に理屈が立たない。

しかも、民間病院の維持を優先して考えた場合、再検証対象となつた公立・公的病院の担つている診療機能を民間病院に委ねることになつたとしても、将来的に民間病院の経営が悪化するような事態になれば、民間病院は撤退することも十分あり得る。

次に、今回の分析は2年前の17年度時点での病床収容報告に基づくものであり、対象は高度急性期か急性期と報告している病床がある病院だけである。このため、回復期や慢性期の報告しかない病院は除外されている。同じような診療機能であつても、回復期と報告していれば再検証の対象とはならず、急性期と報告していれば対象となる。地域医療構想において急



厚労省も述べているが、対象となつたからと言つて、再検証の結果必ず「再編統合」をしなければならないといつわけではない。同時に、ワーキンググループでも指摘されたように、今回は再検証要請対象として名前が挙がらなかつた病院についても、検討が不要といつわけではない。

高度急性期・急性期は集約化が必須となる一方、回復期・慢性期はある程度分散が求められる面がある。しかし、回復期や慢性期でも、患者数などを踏まえて、病床規模の適正化や診療所化、他の医療機関との経営統合などが必要となる場合もある。地域医療構想では、急性期と回復期の繋ぎがひとつつの焦点だと言えるが、回復期が軽度な急性期も含むのだとすれば、回復期の検討がなおさら重要なことにつながる。車なる看板の掛け替えの問題としてはなく、回復期を担う病院の体制のあり方を検討していく必要がある。

能な医療提供体制を構築する」とある。今回の病院名公表はそのためひとつの材料であり、絶対視することも不適切だが、無視しても済むものでもない。あくまで協議を活性化させるキッカケと捉えて対応すべきだろう。

報道では、自治体や住民の不安や不満の声も多く出ている。厚労省が指摘しただけでは、不安や不満は拭えず、検討は進まない。しかし、複数の病院に医師や設備が中途半端に分散していることは、住民のためにもならない場合がある。距離が多少遠くなつても、どこかに機能を集中して、質の高い安全な医療を提供できる病院があつたほうがメリットだ。地域全体での医師などの確保にもつながる。そうした点をアピールしながら、患者像に応じた診療機能の体制を構築することが必要だ。

なお、少ない実績の機能を他病院に集約するとしても、他病院の設備や体制などの面から困難な場合もある。逆に言えば、老朽化して改築時期に当たる病院こそ、検討が急務である。

# 病床機能に関する 急性期指標について

「各都道府県においては、地域医療構想調整会議における議論を活性化する観点から、**本年度中に、都道府県医師会などの医療関係者等と協議を経た上で、地域の実情に応じた定量的な基準を導入**されたい。なお、地域の実情に応じた定量的な基準の導入に向けた地域での協議は、(中略)都道府県単位の地域医療構想調整会議を活用し、議論を進めることが望ましい」(厚生労働省医政局地域医療計画課平成30年8月16日通知)

## 指標の案

### 【高度急性期】

- 救命救急入院料、特定集中治療室管理料など、紐付けされている特定入院料算定病棟
- 小児入院管理料1
- 一般病棟7対1入院基本料算定病棟で「重症度、医療・看護必要度」が55%以上  
(平成30年度からは急性期一般入院料1算定病棟で「重症度、医療・看護必要度」が60%以上)  
※脳卒中ケアユニットでの必要度の該当患者割合の実態を根拠として設定

### 【急性期】

- 下記のいずれかを満たす病棟

・手術件数	許可病床50床当たり月間30件(1床当たり月間0.6件)
・救急医療管理加算	許可病床50床当たり月間30件(1床当たり月間0.6件)
・化学療法	許可病床50床当たり月間30件(1床当たり月間0.6件)
・放射線治療	許可病床50床当たり月間30件(1床当たり月間0.6件)

- 小児入院管理料2~3、小児科急性期一般入院料1算定病棟

- 産科の一般病床(分娩ありの病床)

- 一般病棟入院基本料算定病棟で「重症度、医療・看護必要度」が25%以上

(平成30年度からは急性期一般入院料算定病棟で30%、特定機能病院は28%)

(注1)高度急性期、急性期、回復期の順に基準を当てはめて選択

(注2)当該年、当該月のみの特殊要因等により、基準を満たさない機能を選択する場合には、通常は基準を満たせるという定量的な根拠を調整会議に提示し、合意を得ること

(注3)診療報酬上、1つの病棟内で病床単位の管理料(地域包括ケア入院医療管理料[=回復期機能に該当]、小児入院管理料4[=急性期機能に該当]など)の届出があり、複数の機能をまたぐ場合には病棟全体で中心を占める機能を選択すること

3

## 特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取扱い

特定入院料等を算定する病棟については、一般的には、次のとおりそれぞれの機能として報告するものとして取り扱う。  
その他の一般入院料等を算定する病棟については、各病棟の実態に応じて選択する。

### 高度急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例  
救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治癒回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

- 救命救急入院料
- 特定集中治療室管理料
- ハイケアユニット入院医療管理料
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 小児特定集中治療室管理料
- 新生児特定集中治療室管理料
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新生児治癒回復室入院管理料

### 急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

- 地域包括ケア病棟入院料(※)

※ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を選択する。

- 回復期リハビリテーション病棟入院料

### 回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。

- 特殊疾患入院医療管理料
- 特殊疾患病棟入院料
- 療養病棟入院基本料

### 慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

47  
4

## 特定の機能を有さない病棟における病床機能報告の取扱い

### 基本的な考え方 ~ その2 ~

特定入院料等を算定しない病棟について、一般的には次のとおり報告するものとして取り扱うこととしてはどうか。  
また、次の組合せと異なる機能を選択することを妨げるものではないが、次の組合せと異なる機能を選択する場合について、地域医療構想調整会議で確認することとしてはどうか。

#### 高度急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例  
救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

- 一般病棟 7対1
- 特定機能病院一般病棟 7対1
- 専門病院 7対1

#### 急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

- 一般病棟 10対1
- 特定機能病院一般病棟 10対1
- 専門病院 10対1

#### 回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。

- 一般病棟 13対1
- 一般病棟 15対1
- 専門病院 13対1

#### 慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

5 48

### 平成29年度病床機能報告データに基づく 県全体での高度急性期・急性期病床数の比較 【総括表】

	病床機能報告(2015年) ※地域医療構想策定時点		病床機能報告 (2017年)		山形県調べ (2018年9月末)		指標案		地域医療構想 (2025年必要病床数)	【参考】 埼玉県基準
	許可病床	稼働病床	許可病床	許可病床	許可病床	稼働病床				
高度急性期	1,153	1,152	1,265	1,265	430	429			933	523
急性期	6,158	5,922	5,654	5,533	5,333 (病院)5,089 (有床診)244	5,247 (病院)5,031 (有床診)216			3,121	4,505